

**産業通商供給省工業所有権保護局**  
**(ヨルダン)**  
**(指定官庁又は選択官庁)**

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 ..... 附属書 JO. I

略語のリスト

国内官庁： 産業通商供給省工業所有権保護局 (ヨルダン)

J P L： 特許に関する1999年法律No. 32及び特許法を改正する2007年法律No. 28

J P R： 特許に関する2001年規則No. 97

指定 (又は選択) 官庁 JO	産業通商供給省工業所有権保護局 (ヨルダン) 国内段階に入るための要件の概要	概要 JO
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間 : 優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間 : 優先日から30箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 <sup>1</sup>	アラビア語	
要求される翻訳文 <sup>1</sup>	PCT第22条に基づく場合 : 明細書・請求の範囲 (補正された場合には, 最初に提出したもの・補正されたものの双方, 及びPCT第19条に基づく説明書) <sup>2</sup> ・図面の中の説明・要約  PCT第39条(1)に基づく場合 : 明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約 (それらのいずれかが補正された場合には, 最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方) <sup>2</sup>	
国際出願の写しを要求されるか?	国内官庁がPCT第20条に基づく国際出願の写しを国際事務局から受領していない場合のみ要求される。これは出願人がPCT第23条(2)又は第40条(2)に基づく国内段階手続の早期開始を明示的に請求した場合が考えられる。	
国内手数料	通貨 : ヨルダン・ディナール (JOD)  出願手数料 <sup>1</sup> ..... JOD 200 <sup>3</sup> 100 <sup>4</sup>	
国内手数料の免除, 減額又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- 2 出願人が補正されたもの又は最初に提出したもののいずれか一方のみの国際出願の翻訳文を提出した場合, 国内官庁は欠落している翻訳文を提出するよう出願人に通知する。
- 3 この額は企業又は組織による出願の場合に適用される。
- 4 この額は個人による出願の場合に適用される。

JO	産業通商供給省工業所有権保護局 (ヨルダン) (続き)	JO
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	<p>発明者の氏名及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及び住所<sup>5, 6, 7</sup></p> <p>出願し及び特許を与えられる資格についての証拠<sup>5, 6, 7</sup></p> <p>先の出願の優先権を主張する資格についての証拠<sup>5, 6, 7</sup></p> <p>国際出願日後に生じた出願人の名称変更を証明する書類<sup>6, 7</sup></p> <p>出願人がヨルダンに居住していない場合には代理人の選任<sup>6</sup></p> <p>代理人の選任書面 (選任書又は委任状)<sup>6</sup></p> <p>国際出願の翻訳文の確認書</p> <p>該当すれば、電子形式によるヌクレオチド又はアミノ酸の配列リスト</p>	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して手続するために登録されている弁理士又は特許代理人	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

5 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

6 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の日から2箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

7 通知に応答して要件を満たす場合、国内官庁は手数料を課す(附属書JO. I 参照)。

## 国内段階の手続

### JO. 01 翻訳文

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

### JO. 02 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書JO. I に概説されている。

JPR Art. 10(f)

### JO. 03 代理人の選任

出願人がヨルダンに居住していない場合には、国内官庁に対して手続するために登録されている弁理士又は特許代理人を選任しなければならない。代理人が出願人を代理する場合には委任状が要求される。

JPR Art. 20

### JO. 04 審査

特許は実体審査後に初めて付与される。特別な審査請求は不要である。登録官は出願人に通知を行い、通知の日から60日以内に発明の審査手数料を支払うよう要求する。審査手数料の額については国内官庁に確認されたい。

JPL Art. 9

### JO. 05 出願の補正

出願人は国内段階において、特許付与前であれば補正可能であるが、出願の主題の範囲がそれによって拡張されないことを条件とする。

JPR Art. 23(a)

### JO. 06 公告及び付与手数料

出願の仮許可後に公告手数料を支払わなければならない。国内官庁は通知の日から60日以内に公告手数料を支払うよう出願人に要求する。出願人が期間内に手数料を支払わなければ出願は無効とみなされる。手数料の額は附属書JO. I に示されている。

JPR Art. 25(a)

付与手数料は特許付与前に支払わなければならない。手数料の額は附属書JO. I に示されている。

JPR Art. 32

### JO. 07 年金

特許付与後、特許を有効に維持するために年金を支払わなければならない。所定の期間内に年金が不払であった場合、所定の期間の終了日から6箇月以内であれば遅延支払の50%の割増料の支払に基づき、依然として年金支払が可能である。これらの手数料の額は附属書JO. I に示されている。

PCT Art. 25

### JO. 08 PCT第25条の規定に基づく検査

PCT Rule 51

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。

PCT Art. 24(2)

### JO. 09 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

48(2)

国内段階6.022から6.027項を参照。

PCT Rule 82bis

PCT Rule 49.6

### JO. 10 権利回復

出願人が故意ではなく又は状況において要求される相当の注意を払ったにもかかわらず、適用される期間内に第22条に規定する行為が遂行されなかった場合には、権利の回復を請求することができる。回復は、期間が遵守されなかった原因が解消してから2箇月以内、又は適用される期間の満了日から1年以内の、いずれか先に終了する期間内に請求しなければならない。この2箇月の期間内に、遵守されなかった行為を完了させ、権利回復手数料（附属書JO. I 参照）を支払わなければならない。

## 手 数 料

(通貨：ヨルダン・ディナール)

## 特 許

出願手数料	200 <sup>1</sup>	100 <sup>2</sup>
発明者の氏名又はあて名を提出する手数料	50 <sup>1</sup>	25 <sup>2</sup>
出願若しくは特許の記録の追加，変更又は取消手数料	50 <sup>1</sup>	25 <sup>2</sup>
出願又は特許付与の資格についての証拠を提出する手数料	50 <sup>1</sup>	25 <sup>2</sup>
名義人の移転手数料	50 <sup>1</sup>	25 <sup>2</sup>
審査手数料	200 <sup>1</sup>	100 <sup>2</sup>
付与手数料	200 <sup>1</sup>	150 <sup>2</sup>
優先権の回復手数料	50 <sup>1</sup>	25 <sup>2</sup>
訂正請求手数料	50 <sup>1</sup>	25 <sup>2</sup>
その他の請求手数料	100 <sup>1</sup>	50 <sup>2</sup>
年 金：		
－第1年度	150 <sup>1</sup>	100 <sup>2</sup>
－第2年度	250 <sup>1</sup>	150 <sup>2</sup>
－第3年度	350 <sup>1</sup>	200 <sup>2</sup>
－第4年度	450 <sup>1</sup>	250 <sup>2</sup>
－第5年度	550 <sup>1</sup>	300 <sup>2</sup>
－第6年度	650 <sup>1</sup>	350 <sup>2</sup>
－第7年度	750 <sup>1</sup>	400 <sup>2</sup>
－第8年度	850 <sup>1</sup>	450 <sup>2</sup>
－第9年度	950 <sup>1</sup>	500 <sup>2</sup>
－第10年度	1,050 <sup>1</sup>	550 <sup>2</sup>
－第11年度	1,150 <sup>1</sup>	600 <sup>2</sup>
－第12年度	1,250 <sup>1</sup>	650 <sup>2</sup>
－第13年度	1,350 <sup>1</sup>	700 <sup>2</sup>
－第14年度	1,450 <sup>1</sup>	750 <sup>2</sup>
－第15年度	1,550 <sup>1</sup>	800 <sup>2</sup>
－第16年度	1,650 <sup>1</sup>	850 <sup>2</sup>
－第17年度	1,750 <sup>1</sup>	900 <sup>2</sup>
－第18年度	1,850 <sup>1</sup>	950 <sup>2</sup>
－第19年度	1,950 <sup>1</sup>	1,000 <sup>2</sup>
－第20年度	2,050 <sup>1</sup>	1,050 <sup>2</sup>

## 手数料の支払方法

手数料はヨルダン・ディナール建で支払わなければならない。すべての支払には出願番号（判明している場合には国内出願番号，国内出願番号が不明であれば国際出願番号），出願人の氏名又は名称，支払う手数料の種類を表示しなければならない。国内官庁に対する支払は現金又は小切手で行うことができる。

1 この額は企業又は組織による出願の場合に適用される。

2 この額は個人による出願の場合に適用される。